

第 44 号様式

申告書の提出日を記入して下さい。

新築住宅に係る固定資産税減額申告書

納税者の方の住所・氏名をご記入の上、押印して下さい。

28年 4月 10日

いすみ市長 様

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号（マイナンバー）を記入して下さい。
郵送にて申請される場合は、マイナンバーカードの表裏のコピー又は通知カードのコピーに身分証明書のコピーを添付して下さい。

納税義務者

いすみ市大原〇〇〇〇番地〇〇

夷隅 太郎 ㊟

個人番号又は法人番号

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

下記家屋について、いすみ市税条例附則第 10 条の 3 の規定により固定資産税の減額申告いたします。

該当する種類に〇印を記入して下さい。

併用住宅の場合、居住用・併用それぞれ面積を記入して下さい。

家屋の所在	いすみ市 大原〇〇〇〇番地〇〇	
家屋番号	〇〇〇〇	
種類	<input checked="" type="radio"/> 専用住宅	併用住宅 居住用部分 <input type="radio"/> m ² 併用部分 <input type="radio"/> m ²
構造	<input checked="" type="radio"/> 木造	<input type="radio"/> 瓦葺 <input checked="" type="radio"/> 平屋建 <input type="radio"/> 階建
床面積	126.8 m ²	<input checked="" type="radio"/> 新築 ・ <input type="radio"/> 増築
建築年月日	平成 28 年 3 月 1 日	
登記年月日	平成 28 年 3 月 20 日	
入居年月日	平成 28 年 4 月 1 日	

申告対象建物の構造、床面積を記入して下さい。

建築した日・登記した日及び入居された日を記入して下さい。

※ 以下には記入しないでください。

区分	評価額	居住用部分の評価額	税額	減額税額	課税額
専用住宅	円	円	円	円	円
併用住宅	円	円	円	円	円
減額期間	年度 ~ 年度				

・地方税法本法附則第15条の6に規定される「新築された住宅に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合はこの申告書のみを提出してください。

・第15条の7に規定される「新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合は、この申告書に長期優良住宅の認定通知書の写しを添付して提出してください。

・第15条の8第3項に規定される「特定市街化区域農地であった土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合は、この申告書に「従前の権利に対応する居住部分」の床面積を記載して提出してください。

・第15条の8第4項に規定される「特定市街化区域農地であった土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合は、この申告書に高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定によりサービス付き高齢者向け住宅事業の登録がなされている事を証する書類を添付して提出してください。

・第15条の8第5項に規定される「特定市街化区域農地であった土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合は、この申告書に「従前の権利に対応する居住部分」の床面積を記載して提出してください。

・第15条の9第1項に規定される「耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合は、この申告書に地震に対する安全性に係る基準を満たしていることを証する書類を添付し、当該改修に要した費用を記載して提出してください。

第15条の9第4項に規定される「耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合は、この申告書に納税義務者の住民票の写しと

・六十五歳以上の方は住民票の写し

・要介護認定を受けている者又は要支援認定を受けている方は介護保険証の写し

・障害者・寡婦・寡夫の方は該当する旨を証する書類の写し

及び

・居住安全改修工事が行われた箇所を撮影した写真及び工事費用を支払ったことを確認することができる領収証

・居住安全改修工事が行われた旨を証する書類

・補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

うちいずれかの書類を添付して提出してください。

第15条の9第9項に規定される「耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合はこの申告書に当該改修に要した費用を記載し

・六十五歳以上の方 住民票の写し

・熱損失防止改修工事が行われたことを証する書類

・補助金等の交付を受ける場合は、その交付決定を受けたことを確認することができる書類

第15条の10第1項に規定される「耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額」の適用を受けようとする場合はこの申告書に当該改修に要した費用を記載し、耐震改修工事に係る補助金確定通知書の写し、耐震診断報告書の写し、耐震基準を満たしている事を証する書類を添付し提出してください。